

身体拘束の適正化のための指針

野村訪問看護ステーション
三鷹市連雀地域包括支援センター

1 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の「生命又は身体保護するためにやむを得ない場合を除き」禁止されており、「身体拘束」は原則全て虐待と考えられる。

野村訪問看護ステーション・三鷹市地域包括支援センター（以下「事務所」という。）では、利用者に、不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節や拘縮や筋力低下など、利用者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性がある。身体拘束は、虐待行為として認識し、本指針に従い業務にあたることとする。

2 身体拘束に該当する行為

(1) 身体拘束

緊急ややむを得ない場合等正当な理由なく身体を拘束すること。

※この場合の正当な理由とは、切迫的（利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合）非代替性（身体拘束以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束は一時的なものであること）全てを満たす場合

(2) 身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サードレベル）で囲む。
- ④点滴・経管栄養などチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開くことが出来ない居室に隔離する。

3 身体拘束の適正化委員会、その他事務所内の組織に関する事項

事務所では、身体拘束の適正化に取り組むにあたって「身体拘束の適正化委員会」を設ける。

(1) 設置の目的

身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するとともに、身体拘束の適正化を実施する事を目的とする。

(2) 身体拘束防止及び適正化委員会の構成委員

委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 身体拘束防止及び適正化委員会の開催

委員会は、虐待防止委員会と報告連携を行う。身体拘束発生時、必要な際は随時開催する。

(4) 身体拘束防止および適正化防止委員会の役割

- ①身体拘束及び適正化に対する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②身体拘束防止及び適正化のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④身体拘束防止、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤身体拘束が発生した場合の対応と、原因分析、再発防止策に関すること

4 身体拘束防止及び適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修は、基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1)定期的な研修を職員全員に対し実施（年1回以上）
- (2)新任職員への研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施
- (4)実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

5 身体拘束等が発生した場合は相談報告体制

(1)事務所内で正当な理由なく身体拘束等が疑われる場合は、身体拘束防止及び適正化委員会へ報告し、すみやかな解決につなげるように努める。

6 当指針の閲覧について

利用者は、事業所内で本方針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

7 その他

内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービス向上をめざすように努める。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。